

○職員が法令に違反した疑いにより逮捕された場合及び起訴又は不起訴が確定するまでの間の勤務取扱いについて（通知）

昭和60年 2月27日
海幕人第832号

海上幕僚監部総務部長から各部隊の長・各機関の長あて

職員が法令に違反した疑いにより逮捕された場合及び起訴又は不起訴が確定するまでの間の勤務取扱いについて（通知）

標記について、下記のとおり処理されたく通知する。

記

- 1 所属長は、職員が法令に違反した疑いにより逮捕された場合、当該職員が釈放されるまでの間については、欠勤として取り扱うものとする。
- 2 懲戒権者は、職員が釈放された後、起訴若しくは不起訴が確定するまでの間又は職員が法令に違反した疑いにより逮捕されるには至らないが、関係官署において取調べを受けている間は、懲戒手続に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第11号）第7条に基づき勤務停止を命ずることができる。
なお勤務停止を命じた場合の出勤簿の整理は、黒字をもって「勤停」と記入する。